

令和6年 第7回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年7月10日					
3. 開催通知の期日	令和6年7月10日					
4. 招集期日	令和6年7月25日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	欠	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美知子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

11. 報告事項

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

13. その他

令和6年度北信州農村女性のつどいの出欠について
農用地利用状況調査（農地パトロール）について
当面の日程について

<開会>

会長代理 皆さん、ご苦労さまです。
ただいまから令和6年度第7回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の欠席ですが、関委員より欠席との連絡をいただいております。
それでは、招集者挨拶として佐藤会長から挨拶をお願いします。

<招集者挨拶>

議長 皆さん、暑い中、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
梅雨も明けましていよいよ夏の時期ということですが、まだ半分梅雨が残っている
ような感じで、非常に不安定で、雨が降ったり、暑かったりで大変だと思います。
また、熱中症アラートが頻繁に出ております。農作業の折、水分補給等されて熱中
症等にならないように頑張ってくださいいただければいいかなと思います。
本日は、よろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしく願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議長 それでは、4番の議事録署名委員の選任を行います。
今回は、
9番 下田健志 委員
10番 月岡徳一 委員
です。よろしく願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番の議事に入ります。
(1) 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局
より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。
報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は4件で
す。
1件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字
〇〇〇〇〇〇ー〇〇他8筆、現況地目畑、現況面積7,691㎡、農地のあっせん
希望はございません。
2件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐
野字〇〇〇〇〇〇他3筆、現況地目田、現況面積4,566㎡、あっせんの希望は
ございません。

場所につきましては、〇〇〇〇〇から約280mほど北に位置する農地と、同じく〇〇〇〇〇から約120mほど北に位置する農地となります。

続いて3件目、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積4,816㎡、耕作面積1,859㎡、家族総数3、稼働人員2。受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員2。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、現況地目畑、合計面積2,957㎡。契約内容は売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては高齢で労力不足のため、受人につきましては家族の所有農地に隣接している農地を取得し採草放牧地として利用となっております。

位置図を16ページ、公図を17ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇に架かる〇〇〇〇から約350mほど北西に位置する農地となります。

資料4ページをお願いします。

4件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積4,763㎡、耕作面積2,265㎡、家族総数2、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万1,294㎡、家族総数5、稼働人員3。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇他4筆、現況地目畑、合計面積784㎡。契約内容は贈与となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため、受人につきましては贈与を受け、本家で農地の管理をするとなっております。

位置図を18ページ、公図を19ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇から約190mほど東に位置する農地となります。以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、補足説明をお願いいたします。
1番の案件については福井委員、お願いいたします。

福井委員 この売買については、昨年5月の定例総会で農業経験がないなどの理由で不許可となった案件ですが、それから、〇〇〇〇さんは〇〇さんから農地を借りて、原野となっている農地に重機などを入れ、耕作ができるようになるまで整備をされたようです。また、今年になって〇〇〇〇さんは結婚をされ、奥様と2人で野菜を栽培されるそうです。現地を見てきましたが、現在はジャガイモ等を栽培されておりまして、とてもきれいに管理されていまして問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして質問のある方は挙手願います。
齊藤さん。

齊藤委員 こちらの件、去年、国籍等の問題で否決された案件ですけれども、話に聞けば非常によくやられているそうですが、ここで皆さんお認めになっていただけるかどうかだと思います。去年の場合は、申請者が外国籍の方で、ビザが一年更新のため、いざ所有権を移した後、所有権を持ったまま国外へ行って戻ってこなくなってしまうたらどうなるのかということで否決になったと思うんですけれども、その点は大丈夫ですかね。

福井委員 在留資格の関係で、私も詳しくは分からないのだけれども、何年かごとに更新され

4番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、現在○○で暮らしていて、1か月に一回ぐらい帰ってこられるんですけども、年を召されて、だんだん帰ってくるが大変になって管理できないということで、本家の○○○○さんが譲り受けて管理するという事ですので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして質問のある方、挙手願います（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）
全員賛成で可決されました。告知いたします。
可決されましたので、次に進みます。ありがとうございます。
続いては、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料5ページをお願いします。
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは所有権の移転に伴う農地の転用案件で、今月1件です。
所在地は、大字寒沢字○○○○○-○、台帳地目畑、現況地目畑、面積は736㎡で、農地区分は1種農地に該当します。申請事由ですが、個人用住宅の建築になります。申請人ですが、渡人は○○の○○○○、受人は○○○○の○○○○、契約内容は売買です。事由の詳細ですが、現在、佐野のマンションに居住していますが、土地を購入し住宅を建築し移住したいということです。
位置図を20ページ、その他資料として公図の写しを21ページ、住宅の配置図を22ページにつけております。
○○○○○○○○から西に約180mほどの距離に位置する農地になります。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
では、それにつきまして補足説明、山本委員、お願いいたします。

山本委員 渡人の○○さんは高齢で独り暮らしということで、地元の○の方が借りてリンゴ栽培をしていたんですが、亡くなられましたので、全て伐採、伐根してあります。場所ですが、○○に面して北側と南側に住宅が建っていて、その間にあるリンゴ畑です。購入する側は、今は○○○○○○○○○○に住んでいるんですが、家を新築したいという希望があって話がまとまったという状況です。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
次に進みます。（5）議案第21号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料9ページをお願いします。
議案第21号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月再設定が7件です。
1件目、設定を受ける者、○○○の○○○○、設定する者、○○○の○○○○○、

設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇、現況地目田、面積1,351㎡、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、水稻の作付を予定しています。賃料は物納、米で、再設定となります。

2件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、面積2,976㎡のうち430㎡、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は全体で6,000円の再設定となります。

3件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、現況地目田と畑、合計面積2,102㎡、利用権の種類は賃借権で、3年の設定で、ワインブドウの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1,000円の再設定となります。

4件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇ー〇、現況地目田と畑、合計面積3,658㎡、利用権の種類は使用賃借権で、10年の設定で、ソバの作付を予定しています。賃料は無償の再設定となります。

5件目、6件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、現況地目畑、合計面積2,215㎡、利用権の種類は賃借権で、8年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の再設定となります。

7件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目田、面積670㎡、利用権の種類は賃借権で、1年の設定で、水稻の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

以上7件につきまして承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番と2番の案件から補足説明を下田委員、お願いいたします。

下田委員 1番の案件ですが、この件については再設定ということで、〇〇さんに前から貸していて、継続して田んぼをやられるということなので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

それから、2番の関係ですけれども、〇〇〇〇さんは現在〇〇〇〇です。〇〇〇〇〇〇さんは本家の娘さんで〇〇さんとは親戚関係であって、〇〇さんが〇〇さんのリンゴの畑を借りています。こちらも再設定ということですので、特段問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番の件につきまして質問のある方、挙手願います（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございました。

続けて、2番の案件につきまして質問のある方、挙手願います（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
全員賛成で可決といたします。

それでは、3番の案件につきまして、望月委員より補足説明をお願いいたします。

望月委員 〇〇さんですが、今までもずっとワインブドウを頑張ってきたんですが、ブドウのなりがあまりよくないみたいなので、何か違うものに変えていきたいという話でし

た。畑の周りは電柵もしてあり、これから草も刈るということで、ちゃんと管理もされておりますので、再設定ですので大丈夫だと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
3番の案件につきまして質問のある方は挙手願います（なし）
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（多数挙手）
ありがとうございます。
賛成多数のため、可決といたします。
それでは、4番の案件につきまして、福井委員より補足説明をお願いいたします。

福井委員 ○○さんは、もう大分前から体調を崩され、農業とか畑仕事ができないということで、たまたま○○さんはスキー場のほうで○○○○○○○○してございまして、その近くに○○さんの畑があり、そこを借りてソバを作っているということです。○○さん、自分でそばを打ってお客さんに提供したり、その他いろいろな地区のイベントや教室で指導員をされており、大変真面目な方であり、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
4番の案件につきまして質問のある方は挙手願います（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
では、5番、6番の案件につきまして、下田委員、補足説明をお願いいたします。

下田委員 ○○○○さんは、現在○○○ですが、○○○○をやっておられます。この件も先ほどと同じなんですけれども、再設定でありますもので問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
5番の案件につきまして質問のある方、挙手願います（なし）
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
全員賛成で可決といたします。
6番の案件につきまして質問のある方、挙手願います。（なし）
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
全員賛成で可決といたします。
7番の案件につきまして、福井委員、お願いいたします。

福井委員 ○○さんと○○さんですけれども、毎年の契約の更新であり、今年もまたしっかり田んぼのほうもやってございまして問題ないと思われましますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
7番の案件につきまして質問のある方、挙手願います（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
全員賛成で可決といたします。
ありがとうございます。
議事につきましては以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございます

いました。

<その他> 令和6年度北信州農村女性のつどいの出欠について
農用地利用状況調査（農地パトロール）について

会長代理 それでは、以上をもちまして第7回定例総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時41分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
